

平成24年12月18日

只見町議会議長 齋藤邦夫 様

総務厚生常任委員会
委員長 佐藤孝義

総務厚生常任委員会行政視察調査報告

本委員会の所管事務について、調査を行いましたので下記のとおり報告します。

記

1. 調査事項 (1) 地域防災情報ネットワークシステムの取組みについて
(2) 子育て支援、少子化対策への取組みについて
(3) 公設民営方式による医療現場の取組みについて
2. 調査場所 本宮市(株)Mot.com もとみや
宮城県色麻町
宮城県女川町
3. 調査日 平成24年11月28～30日
4. 出席者 佐藤孝義委員長、目黒仁也副委員長、鈴木征委員、
山岸フミ子委員、藤田力委員、齋藤邦夫委員
5. 調査内容
(1) 地域防災情報ネットワークシステムの取組みについて
○調査場所 本宮市(株)Mot.com もとみや
○応対者 代表取締役 伊藤幸夫 ディレクター 伊藤芳雄
ICT スタッフ 眞島 敦 ICT スタッフ 兼谷芳宏

○内 容

本宮市は、阿武隈川流域に広がるまちとして何回となく洪水による災害を受けている地区である。平成19年の合併を機に災害と真剣に向き合う課題を共有し解決する状況となった。平成21年に総務省地域情報通信技術利活用推進交付金により、本宮市 ICT 利活用多重防災システム事業を導入しシステムの構築を図った。事業の内容については、ICT（情報通信技術）と平成14年に設立したコミュニティーFM を利活用した災害時の情報システムである。主なるものとしては、市内を流れる河川や過去に水害に見舞われた地域（20カ所）に WEB カメラの設置し水量状況等確認ができる。併せて、インターネット放送を利用して、ネットワーク携帯端末および FM ラジオ等への災害情報の発信を行う。また、一般の有線インターネット網がダウンした場合でも FM の電波による市民の災害情報収集に役立つことができる。一人暮らしの高齢者にたいしては、自動通報機能付き携帯端末を配付（50台）することで、災害時の緊急通報および安否の確認情報をとるものである。行政との連携・情報の共有化を図り安心安全な防災対策を構築している。

◎まとめ

2011.7.29 豪雨災害を教訓に、今後の新たな防災計画への反映を目的に、阿武隈川の度重なる水害を受け、防災強化を構築してきた本宮市の多重防災システム事業を視察した。

1. 市内各所にウェブカメラを設置、市内河川の氾濫監視及び防犯監視、
2. FM局開設による町民への災害情報及び市民情報などの発信、
3. 町内各所に無線ランを設置、携帯端末などでの災害時の通話確保、

上記防災事業を中心に本宮市との提携で民間まちづくり団体が運営に当たり、住民の安心安全に努めている。町の災害後の課題の一つに情報連絡体制の弱さがある。同市が行っている無線ランアンテナによる災害時の通信体制の確保は、現在の防災行政無線を補完する意味において有効な手段の一つであると考えられる。また、只見町の場合は、河川管理者の県と、ダムを監理している電力会社との連携のなかで、情報の共有と発信を構築すべきと考える。

(2) 子育て支援、少子化対策への取組みについて

○調査場所 宮城県色麻町

○応対者 色麻町長 伊藤拓哉 色麻町議会議長 相原昌昭
福祉課長 曾根利文 政策推進室長 大原友行
保育士兼厚生員 早坂恵子

○内 容

色麻町では、家庭の養育機能の低下、地域社会のつながりの希薄化、子育ての孤立化、ストレスによる虐待などの諸問題が顕在化してる中で、次世代を担う子供たちを家庭と共に地域で見守り、育てていくことが重要な課題であると位置づけて、子どもを安心して産み育てることができるよう、保育サービスの相談、情報提供、児童の健全育成の充実など子どもの成長と子育てを支援する環境づくりを進めている。

子育て支援事業としては、以下の7項目を柱として実施している。

1. 地域による子育て支援が充実したまちづくり
2. 保護者と乳幼児等が健康で明るく過ごせるまちづくり
3. 心をはぐくむための教育環境の充実したまちづくり
4. 子育てを支援する生活環境の整ったまちづくり
5. 仕事と家庭生活の両立ができるまちづくり
6. 子どもの安全を確保するまちづくり
7. 要保護児童へのきめ細やかな対応ができるまちづくり

平成12年の保健福祉センターの開設時、子育て支援センターを併設し、年間事業計画をつくり母子保健との連携と支援を強化している。また、小学校の中に幼稚園が併設しており放課後の居場所確保も学校の中で行うことができるのも特徴の一つである。

少子化対策としては町の活性化を目的に、町外に住んでいる小学生以下の子どもがいる世帯に対し、民間活力を導入した住宅を借り上げ地域活性化住宅として転貸するもので、30戸募集し完売し106名の人口増となった。また、定住促進団地として小学生以下の子どもがいる世帯に対し、宅地を無償で提供するもので、6区画を分譲募集し、2区画が建築済み、1区画が契約済み、1区画が交渉中の状況である。

◎まとめ

同町は、宮城県加美郡の合併には参加せず、下記の三本の柱を掲げ独自の少子化対策に取り組んできた。

1. 健康増進
2. 子育て支援

3. 定住化対策

内、特に定住対策について、15歳までの医療費の無料化や保育料の引き下げ、子育てボランティアの育成事業などのソフト事業に加え、他町村からの転入を促進させるため、町外の小学生以下の子供がいる世帯を対象に低廉な家賃で住宅を貸し付ける「地域活性化住宅管理事業」を地元住宅メーカーとPFI方式でタイアップするなど、ソフト、ハード両面から総合的な少子化定住対策を展開し効果をあげている。民間企業との連携という新たな行政手法によって従来の公営住宅の規制にとらわれない住宅整備が利用者の利便を向上させていと感じた。更に、当事業の30年間のコストパフォーマンスを積算するなど、戦略的に事業が展開されている。この事業は、色麻町伊藤町長が九州熊本の事例を参考にはじめられた事業であり、只見町に合った方式で、早急に検討に値する内容であり、今後大いに参考にすべきと考える。

(3) 公設民営方式による医療現場の取組みについて

○調査場所 宮城県女川町

○応対者 保健福祉課長 阿部裕孝 保健福祉課参事 佐藤 毅
保健福祉課課長補佐兼地域医療係長 伊藤富士子
地域医療センター
センター長 齋藤 充 事務部長 関口礼一
参 与 福與秀章 総務課主任 大野恵子

○内 容

(導入までの経過)

- ・平成9年に女川町立病院として、診療科目7科目、一般病床100床常勤医3名でスタート
- ・平成14年4月一般病床50床、療養病床48床に再編
- ・平成19年12月総務省から公立病院改革ガイドラインが発出
- ・平成20年6月町立病院運営審議会長へ町立病院改革プランの策定について諮問・住民説明会では赤字に対する批判
- ・平成21年2月前倒しで経営形態の見直しを図るべきとの意見答申
 - ・平成21年3月には研修医の派遣が出来なくなり整形外科1名のみとなった。
- ・平成22年4月町立病院改革プラン実施点検評価に関する答申書
 - ・指定管理者制度の導入を早急に検討すべき内容
- ・平成22年9月条例改正の提案
- ・平成22年9月指定管理者の募集・公益社団法人地域医療振興協議会から申請書
- ・平成22年10月指定管理者選定委員会開催、評価答申書の提出
- ・平成22年11月臨時議会で協会を指定する旨可決
指定管理の期間平成23年4月1日から平成33年3月31日間
- ・平成23年3月臨時議会で関係条例の改正を可決
指定管理者の契約を3月24日とすることの確認
- ・平成23年3月11日・東日本大震災が発生
大津波来襲により病院棟及び老健保健施設の1階が壊滅的被害を受ける。ちなみに施設の建設場所は海拔16m

(被災状況)

人的被害・H23.11.19 現在 (H23.3.11 現在人口 10,014 名)

死者 558 名、死亡確認 263 名、行方不明 6 名

確認不能 3 名、生存確認 9,184 名

家屋被害・・・H23.7.1 現在（非住家舎）

総数 6,511 棟

全壊、大規模半壊 4,512 棟 半壊 185 棟

一部損壊 677 棟 被害なし 1,125 棟

所在不明建物 12 棟

- ・平成 23 年 9 月議会定例会で設置条例及び名称変更可決
- ・平成 23 年 9 月 20 日女川町地域医療センターの指定管理者による管理に関する基本協定を締結
- ・平成 23 年 10 月 1 日女川町地域医療センターの供用開始
19 床の有床診療所としてスタート
- ・平成 24 年 4 月 1 日介護老人保健施設として 100 床で運用開始

(外来診療科目)

総合診療外来 内科、外科、整形外科、小児科・・・常勤医

専門外来 診療内科、小児科、眼科、皮膚科・・・東北大支援医師

(職員体制) H23.10.1 (カッコ内は直営時)

職 種 別	常 勤	臨時・派遣	合 計
医師	3 (2)	1 (2)	4 (4)
看護師	27 (27)	(4)	27 (31)
准看護師	7 (6)	(1)	7 (7)
介護福祉士	13 (8)	(6)	13 (14)
ヘルパー・介護員	2 (2)	3 (5)	5 (7)
介護支援専門員	1 (1)		1 (1)
相談員	1 (1)		1 (1)
薬剤師	2 (1)	1 (1)	3 (2)
放射線技師	2 (2)		2 (2)
検査技師	1 (1)		1 (1)
管理栄養士	2 (2)		2 (2)
理学療法士	5 (4)		5 (4)
作業療法士	2 (2)		2 (2)
事務	11 (8)	(2)	11 (10)
合 計	79 (67)	5 (21)	84 (88)

◎まとめ

女川町は、震災前より、98 床の町立病院を 19 床の診療所と老健施設に再編、経営形態も指定管理者制度への移行を検討されていた。その背景には、医師不足によるサービスの低下、慢性的な赤字運営による一般会計からの繰り入れに対する町民から厳しい意見があった。このことから、町長は、平成 20 年 6 月に病院運営審議会に改革プランの策定を諮問、21 年 2 月に出された「前倒しで経営形態の見直しを図るべき。」との答申を受け、指定管理者制度への移行が検討されてきた。現在「地域医療振興センター」が指定管理者として運営を担いまだ 1 年の経過だが、安定した医療サービスの提供と公費支出の効率化が図られている。

当町においても、医師体制と外来診療科目の充実は従来からの住民要望でもあり、福島県の支援のもと現在の医師派遣体制が継続されているが、今後は、町直営以外の運営体制への移行検討は避けては通れない問題と認識している。「住民が安心して町内で医療サービスが受けられる。」ことを旗印に、今後指定管理者制度による運営も手法の一つとして検討すべき課題であるが、今回の視察を通し

て当町での医師確保の重要性を改めて痛感したと同時に、こうした究極の状態に至らないようしっかりした運営を望むものである。

今回の行政視察は、防災、少子化対策、医療と事業分野はそれぞれ違っても、いずれも民間とタイアップした事業展開が共通している。具体的な事業も参考となったが、手法としての「民活」は、今後只見町でも更に重要視しなければならない。

以上